

姫 監 公 表 第 4 号

令和 6年 3月18日

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	有 馬 剛 朗
同	重 田 一 政

令和5年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 市民局（前期）定期監査結果報告書
- 2 健康福祉局（前期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 教育委員会事務局（後期）定期監査結果報告書

令和5年度 市民局（前期）定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

市民局

市民生活部

住民窓口センター

出先機関

中央支所、飾磨支所、広畑支所、網干支所、白浜支所、
家島事務所、夢前事務所、香寺事務所、安富事務所、
駅前市役所、東出張所、西出張所、林田出張所、飾東出張所、
北出張所、船山出張所、花の北サービスセンター、
城乾サービスセンター、安室サービスセンター、
高岡サービスセンター、妻鹿サービスセンター、
勝原サービスセンター、的形サービスセンター、
大塩サービスセンター、坊勢サービスセンター、
置塩サービスセンター、菅野サービスセンター

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和5年9月11日から同年12月25日まで

2 監査の結果

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。